

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。

お困りごとがありましたら、まずご相談ください。

後を絶たない！未成年者によるゲーム高額課金相談！！

相談事例

小学生の息子が、私のスマートフォンを利用して、オンラインゲームの有料アイテムを数日間のうちに次々と購入し、総額50万円以上も課金していた。今月のスマホキャリア決済料金が記載されたクレジットカード利用明細書が届いたことで、このことを知ってビックリした。

このスマホには、私のクレジットカード情報が登録されたままになっていたのがいけなかった。

請求を止めてもらいたいが、どうしたらよいか。



ひとことアドバイス

親が知らない間に、**子どもが無断でオンラインゲームに高額課金**してしまったという相談が後を絶ちません。

親権者の同意のない未成年者が行った契約（今回の相談事例は、「未成年者である子供が無断で行ったオンラインゲームアイテム売買契約」）は民法上取り消せますが、**親権者のクレジットカードを利用して購入した場合、クレジットカード所持者である親権者が決済を行った（売買契約に同意した）とみなされる**場合があります。

今回の事例では、プラットフォーム・ゲーム提供事業者との交渉、クレジットカード会社への協力依頼が必要となります。困ったときは、当センターにご相談ください。



※ 一人で悩まず、出来るだけ早く消費生活センターに相談しましょう。早ければ早いほど問題の解決に結びつきます。

または

消費者ホットライン

局番なし

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます